

公文書開示決定通知書

30危管第3262号

平成30年12月21日

添田 孝史 様

福島県知事



平成30年11月9日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	別紙のとおり
開示の日時	送付
開示の場所	
開示の方法	写しの送付により開示を実施します。
担当課（所）	危機管理部原子力安全対策課 電話番号（024）521-8054
備考	

（教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

## 別紙

No.	公文書の件名
1	会議等開催報告書、 平成19年度第4回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿、 平成19年度第4回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会 第2部
2	発電所地質調査現場視察結果、 平成20年度第1回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会開催記録、 平成20年度第1回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿、 平成20年度第1回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会開催記録(全文)
3	平成20年度第2回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会開催結果、 平成20年度第2回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿、 技術連絡会第2部開催結果全文
4	平成20年度第6回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会開催記録、 (注) 件名: (誤) 第6回 → (正) 第4回 平成20年度第4回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿、 平成20年度第4回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会開催結果全文、
5	会議等開催報告書、 平成20年度第6回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿、 平成20年度第6回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会(第1部)開催結果
6	会議等開催報告書、 平成21年度第2回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿、 平成21年度第2回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会議事録(質疑応答部分のみ)
7	会議等開催報告書、 平成21年度第4回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿、 別紙 平成21年度第4回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

平成30年12月21日

添田 孝史 様

福島県総務部文書法務課（情報公開担当）

公文書の写しの交付手続きについて

平成30年11月9日付けで請求のありました公文書に係る写しの交付につきましては、下記によりお手続きをされますよう御案内申し上げます。

なお、公文書の写しの内容等についてのお問い合わせは、公文書開示決定通知書の「担当課（所）」欄の連絡先にされますようお願いいたします。

記

1 費用1,860円（費用内訳：写しの作成1,290円 送付料570円）

※費用は、写しの作成に係る費用については白黒複写の用紙1枚（片面）あたり10円（カラー複写の用紙にあつては1枚（片面）あたり30円）の単価により、送付料については定形外郵便物（規格内）により、算出しています。

2 費用の納入方法

次のいずれかの方法により上記費用の納入をお願いします。

(1) 現金又は郵便為替等による納入を希望される場合

同封の「公文書等の写しの交付申請書」に必要事項を記入の上、次のいずれかにより費用を添えて送付してください（収入印紙又は福島県収入証紙による納入及び写しの作成に係る費用についての郵便切手による納入は、お取扱いできません。）。

ア 現金書留

イ ゆうちょ銀行発行の普通為替証書

ウ ゆうちょ銀行発行の定額小為替

※お釣りが発生した場合には、郵便切手により当該お釣りに相当する額を返還させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 納入通知書による納入を希望される場合

同封の「公文書等の写しの交付申請書」に必要事項を記入の上お送りください。こちらに到着次第、納入通知書を発行しますので、最寄りの取扱金融機関（納入通知書の裏面に取扱金融機関について記載しています）で納入ください。

ただし、入金の確認等に日数を要する場合がありますので、お急ぎの場合は(1)の方法をお勧めします。

3 公文書の写しの交付

費用の納付が確認され次第、公文書の写しを発送いたします。

現金等による納入の場合には領収書を同封いたします。

4 書類等の送付先

郵便番号：960-8670

送付先住所等：福島県福島市杉妻町2-16 福島県総務部文書法務課 情報公開担当あて

電 話：024-521-7083

ファクシミリ：024-521-7903